

国住担第62号  
令和2年5月21日

各既存住宅状況調査技術者講習実施機関 御中

国土交通省住宅局住宅生産課長  
(公印省略)

既存住宅状況調査技術者講習における新型コロナウイルス感染症  
への対応について (第3報)

日頃より住宅生産行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「既存住宅状況調査技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年4月8日付国住担第30号)」により、5月末まで既存住宅状況調査技術者講習の実施を控えること等を要請するとともに、6月以降の既存住宅状況調査技術者講習の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症の予防が引き続き重要であることに鑑み、既存住宅状況調査技術者講習登録規程(平成29年国土交通省告示第81号)第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 既存住宅状況調査技術者講習を行う既存住宅状況調査技術者講習実施機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年5月末まで実施を控えていただきますようお願いしているところですが、本措置を6月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。これまでと同様に、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者によく周知いただきますようお願い申し上げます。なお、講習を実施する場合においても、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いいたします。

2. なお、既存住宅状況調査技術者講習については、その実施方法の多様化を図るた

め、別に発出した、「既存住宅状況調査技術者講習の実施方法の多様化について（令和2年5月21日国住担第61号）」によりオンライン方式による講習の実施を認めることとしておりますので併せてご参照ください。

3. また、7月以降の集合形式による既存住宅状況調査技術者講習の実施については感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅生産課 二見、辻本  
TEL 03-5253-8111